

生徒心得

I 服装規定

- 1 服装容儀は華美に流れず端正清潔を心がけ、本校生徒としての品位を保つように心がける。
- 2 登下校の際は必ず制服を着用する。

男子の服装

- ① 制服は黒色の詰襟学生服の標準型（ボタンは本校規定のもの）で、襟に襟章をつける。（校章は右側、学年章は左側）
- ② 夏季（6月1日～9月30日）は上着の代わりに、本校規定の校章入りの長袖、または半袖のカッターシャツの着用を認める。

女子の服装

- ① 本校規定のブラウスに紺のひだスカート、またはグレーのズボン、紺のブレザーで、左襟に学年章をつける。
 - ② 夏季（6月1日～9月30日）は、本校規定のチェック柄スカート、校章入りの長袖または半袖のオーバーブラウスの着用を認める。
- 3 通学靴は運動靴、革靴、またはこれに準ずるものとする。
 - 4 通学時に限り、防寒具として上着・マフラー・ネックウォーマーを使用してよい。但し、上着の柄は無地で、色は黒・紺・茶等の単色で華美でないものとする。毛足の長いものやボア類は禁止とする。詳細は別に示す。
 - 5 病気、その他の理由により正規の服装を使用できない場合は、HR担任へ申し出て学校の許可を得る（異装願等）。
 - 6 頭髪は高校生らしい清潔端正なものとする。

II 礼儀作法

- 1 教職員に対して、また生徒相互において、互いに礼儀を重んじ、親和と協力を常に心がける。
- 2 教職員に対しては、登下校の際だけでなく、校内で出会った場合も挨拶（会釈）をする。
- 3 来校者に対しても礼儀正しく接する。
- 4 集会においては静粛にし、他人の意見を傾聴し、他人の発言を妨げる言動をしてはならない。

III 登下校

- 1 朝礼時までに登校し、放課後は速やかに下校する。部活動については別に示す。
- 2 放課後校内に残る者は、関係教職員の許可を受ける。
- 3 交通法規および公衆道徳・マナーを厳守する。
- 4 登校後は校外に出ない。やむを得ず外出する場合は、HR担任の許可を得て、外出許可証を携行する。

IV 出欠席

- 1 病気その他やむを得ない理由で欠席しようとする場合は、その理由を8時から8時20分の間に保護者がHR担任へ、口頭（電話連絡）で届け出る。
なお、病気により1週間以上欠席する場合は、医師の診断書をHR担任へ提出する。
- 2 停学、忌引、受験（進学・就職）、学校保健安全法等の法令による学校感染症罹患、学級閉鎖、天災および公共交通機関途絶等の理由で出席不可能と認められる場合は、出席停止扱いとする。なお、忌引の期間は学則に定めるとおりとする。
- 3 遅刻、早退、欠課は、その直前または直後に理由を、口頭でHR担任へ届け出る。
- 4 朝礼（朝のHR）開始後に登校した場合は、遅刻とする。
- 5 終礼（放課前のHR）以前に下校した場合は、早退とする。
- 6 出席した日に授業を欠席した場合は、欠課とする。
- 7 次の事由によって欠席、遅刻、早退、欠課した場合は、出席扱いとする。
校長の許可した対外試合出場、外部行事参加
公傷と認められた場合（負傷当日から治癒する日まで）
- 8 休学、転学、退学を希望する生徒は、保護者とともにHR担任に届け出てその指示に基づき、所定の手続きを経て校長の許可を得る。

V 清掃美化

- 1 校舎および校地内環境の美化に努める。
- 2 生徒は放課後、担当場所の清掃をし、監督教員の許可を得て下校する。
- 3 掃除用具は所定の保管場所において整頓する。
- 4 清掃後、ごみは可燃物・不燃物等に分別し、それぞれ所定の場所に運ぶ。
- 5 校舎、学校の備品・設備、その他を故意に破損または汚損、紛失してはならない。状況によっては弁償を求める場合がある。

VI 公共物の使用

- 1 公共物は全て丁寧に取り扱う。
- 2 公共物の使用を希望する場合は、学校の許可を得る（使用許可願等）。
- 3 火気を取り扱う場合は、教職員の監督下で細心の注意を払い、後始末を厳重にする。
- 4 公共物の使用後は、丁寧に整理整頓を行い、関係教職員に報告する。
- 5 校内放送を希望する場合は、関係教職員に申し出て許可を得る。

VII 掲示、印刷物

- 1 校内において、掲示、伝達、放送あるいは印刷物を発行、配布しようとする場合は、学校の許可を得なければならない。
- 2 校内における掲示物は、生徒課の許可を得て学校指定の場所に掲示し、撤去は掲示責任者が行う。

VIII 集会その他の活動

- 1 校内において集会の開催や団体（本校生徒会組織を除く）の結成または加入を行う場合は、次のとおりとする。
学校に届け出て許可を受ける。
集会を開こうとする場合は、関係教員の出席のもとに行う。
- 2 校外において集会の開催や団体の結成または加入を行う場合は、次のとおりとする。但し、政治的活動は除く。
集会を開こうとする場合は、原則として、学校に届け出て許可を受ける。
集会は、関係教員または保護者の出席のもとに行う。
団体を結成しようとする場合は、原則として学校の許可を受ける。
団体に加入しようとする場合は、原則として学校の許可を受ける（外部団体加入願の提出）。
対外交渉を行う場合は、原則として学校の許可を受ける。
- 3 校外において外部団体の主催する大会への参加、催し物等に出演する場合は、あらかじめ学校の許可を受ける。但し、政治的活動は除く。
- 4 生徒・各部が合宿練習を行う場合は、学校へ保護者の承諾書および本校所定の参加許可願を提出し、許可を受ける。
- 5 上記の活動に関し、金銭物品を徴収する場合は、学校の許可を受ける。

IX 所持品、拾得品等

- 1 所持品には記名する。
- 2 不必要に多額の金品、華美な物品、危険物、その他本校生として好ましくない物品の学校への持参・持ち込みを禁止する。
- 3 盗難、紛失、拾得の場合は、速やかにHR担任、関係教員または生徒課へ届け出る。
- 4 校内における拾得品は生徒課へ届け出る。拾得物に関しては、職員室廊下にて示す。

学校安全（防火・防災・不審者対応）

- 1 学校の内外を問わず、防火・防災・不審者等への対応には特に注意する。
- 2 火災，洪水，地震，津波等の天災や不審者侵入が発生した場合は，関係教員の指示に従い，迅速に避難行動をとる。詳細は別に示す。

校外生活

- 1 常に本校生徒としての品位と誇りを持って行動する。
- 2 高校生として好ましくない場所への出入りはしない。
- 3 保護者の許可なく午後 10 時以降の外出や無断外泊をしない。
- 4 友人との交際は節度を保ち，相手の心情や立場を思いやる言動を心がける。
- 5 旅行，キャンプ，登山等をする場合は，保護者の承諾のもと，安全に注意して行う。但し，公共交通機関の旅客運賃割引証（学割）が必要な場合は学校へ旅行届・学割交付願を提出する。
- 6 アルバイトは原則として許可しない。但し，家庭の経済的事情を考慮し，審議の上，特別に許可する場合がある。
- 7 校内への危険物や有害図書の持ち込み，有害興行物の観覧は禁止する。
- 8 事故・事件が発生した場合は，加害・被害に関わらず，直ちに学校，警察および家庭へ届け出及び連絡をしなければならない。

保健衛生

- 1 常に公衆衛生を守り，清潔で安全安心な学校生活を心がける。
- 2 負傷または急病の場合は，HR 担任または関係教員に届け，保健室で応急手当を受ける。
- 3 学校保健安全法等の法令による学校感染症に罹患した場合は，すみやかに学校へ連絡し，医師の許可があるまで登校してはならない（出席停止扱い）。

交通関係

1 自転車通学

- (1) 自転車通学を希望する者は、所定の願書を HR 担任へ提出し、学校の許可を受ける。
- (2) 自転車通学を許可された者は、本校所定のステッカーを車体所定の位置に貼り、道路交通法及び関係法令を遵守して通学する。
- (3) 自転車は道路交通法上の「車両」であり、自動車と同様、正確に整備されたものでなければならない。特に、ブレーキ、ベル、ランプ、反射材等の安全器具は、定期的に点検することが必要である。また、盗難防止のための二重施錠（ダブルロック）を推奨する。
- (4) 二人乗り、並進、ながら運転（傘さし、携帯電話の使用等）等の法令違反行為は厳禁する。
- (5) 交通事故が発生した場合は、加害・被害に関わらず、直ちに学校へ届け出なければならない。
- (6) 万一に備え、自転車保険への加入を推奨する。

2 運転免許の取得

- (1) 運転免許の取得は原則として認めない。但し、下記の場合に限り、審議の上、特別に許可する場合がある。
 - ① 普通自動車免許は、3年生の就職内定者で、就職先からの要請等により必要な者
 - ② 普通自動二輪車免許は禁止する。原動機付き自転車免許(50cc 以下) は原則として禁止する。但し、3年生の就職内定者で、就職先からの要請等により必要な者については学校の許諾を得ること
 - ③ ①・②とも、平素の学校生活および学習成績等に問題がないことを、許可の前提とする。詳細は別に示す。
- (2) 免許取得希望者は、所定の願書を学校に提出し、その許可を受けなければならない。自動車学校への入校は、3年生2学期の成績判定職員会議後とする（具体的な期日等については、別紙にて示す）
- (3) 卒業式前に自動車学校を卒業した者は、直ちに卒業証明書を生徒課へ提出する。卒業式当日に生徒課から返却するので、卒業式日以降に各自で運転免許を取得する。

携帯電話・スマートフォンの使用

- 1 防犯および緊急時の連絡を目的に、携帯電話・スマートフォン（以下「携帯等」と略す）の校内への持ち込みを認める。但し、電源は切っておく。
- 2 校内では、下記の場合を除き使用を禁止する。
不審者や災害等から危険を回避し、緊急連絡を取る場合
やむを得ず家庭と緊急連絡を取るため、教員の許可を得た場合
授業の一環として使用する場合
- 3 携帯等は、登下校時であっても安易に私用のために使用しない。他者への迷惑行為、ながら使用に伴う危険行為（接触・転倒の加害・被害）、医療器具使用者に対する迷惑を防止するためである。
- 4 携帯等の一般的な使用についても、使用方法やマナーについて十分気をつける。
 - (1) 携帯等は「パソコン」であり、自分が送受信する情報はネットを通じて世界中とつながっているメリットとデメリットを自覚して使用する。
 - (2) 時と場合を考えて使用する。公共交通機関の車・機中、図書館、病院、レストラン等、他人の迷惑になり得る公共の場では、緊急時以外の使用は厳に慎む。また、電源を切るかマナーモードにする。
 - (3) 自転車運転中や歩きながらの使用は、事故防止の観点から絶対にしない。
 - (4) 迷惑メール等の犯罪につながる使用や、犯罪に巻き込まれる恐れのあるサイトへのアクセスは、絶対にしない。
使用に当たってはフィルタリング機能を活用するなど、家族と家庭内ルールを決めておくことを推奨する。

I 附 則

- 1 その他必要な場合は細則を設ける。
- 2 この心得は昭和43年（1968年）9月1日から実施する。
- 3 この心得は平成7年（1995年）4月1日から実施する。
- 4 この心得は平成15年（2003年）4月1日から実施する。
- 5 この心得は平成18年（2006年）7月18日から実施する。
- 6 この心得は平成22年（2010年）4月1日から実施する。
- 7 この心得は平成30年（2018年）4月1日から実施する。
- 8 この心得は平成31年（2019年）4月1日から実施する。
- 9 この心得は令和2年（2020年）4月1日から実施する。
- 10 この心得は令和4年（2022年）4月1日から実施する。
- 11 この心得は令和5年（2023年）4月1日から実施する。